

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一号)

改正案	現行
目次	
第一章 総則(第一条―第六条)	
第二章 風俗営業の許可の手續等(第七条―第二十八条)	
第三章 風俗営業の規制(第二十九条―第三十九条)	
第四章 性風俗関連特殊営業等の規制	
第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制(第四十条―第五十条)	
第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制(第五十一条―第五十六条)	
第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制(第五十七条―第六十一条)	
第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制(第六十二条―第六十七条)	
第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制(第六十八条―第七十条)	
第六節 深夜における飲食店営業の規制等(第七十四条―第七十九条)	
第七節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書(第八十条)	
第五章 雑則(第八十一条―第八十七条)	

附則

第一章 総則

(許可申請書等の提出)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及びこの規則の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書又は届出書を提出する場合には、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型風俗特
殊営業、映像送信型風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所の
ない者にあつては、住所。以下この条及び第八十七条において単に「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由して、一通
の申請書又は届出書を提出しなければならない。

2 | 一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所又は事務所について次のいずれかの申請書又は届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所又は事務所のうちいずれか一の営業所又は事務所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる

(許可申請書等の提出)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）及びこの規則の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に申請書又は届出書を提出する場合には、正副二通の申請書又は届出書を提出しなければならない。

2 | 前項の規定による申請書又は届出書の提出は、当該申請書又は届出書に係る営業所（無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業及び無店舗型電話異性紹介営業に係る届出書にあつては、当該営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所。以下この条及び第四十九条において単に「事務所」という。）の所在地の所轄警察署長を経由してしなければならない。

3 | 一の公安委員会に対して同時に二以上の営業所又は事務所について次のいずれかの申請書又は届出書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、それらの営業所又は事務所のうちいずれか一の営業所又は事務所の所在地の所轄警察署長を経由して提出すれば足りる

- 一 (略)
- 二 第十四条第一項に規定する相続承認申請書
- 三 第十五条第一項に規定する合併承認申請書
- 四 第十六条第一項に規定する分割承認申請書
- 五・六 (略)
- 七 法第二十七条第二項に規定する届出書のうち、店舗型性風俗特殊営業の廃止又は同条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るもの
- 八 法第三十一条の七第一項又は同条第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書
- 九 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書のうち、店舗型電話異性紹介営業の廃止又は法第三十一条の十二第一項第一号に掲げる事項の変更に係るもの
- 十 法第三十二条第二項に規定する届出書のうち、深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は同条第一項第一号に掲げる事項の変

- 一 (略)
- 二 第十三条第一項に規定する相続承認申請書
- 二の二 第十三条の二第二項に規定する合併承認申請書
- 二の三 第十三条の三第一項に規定する分割承認申請書
- 三・三の二 (略)
- 四 法第二十七条第二項に規定する届出書のうち、店舗型性風俗特殊営業の廃止又は同条第一項第一号若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令(昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。)第七号第三号若しくは第四号に掲げる事項の変更に係るもの
- 四の二 法第三十一条の二第一項又は第二項に規定する届出書
- 四の三 法第三十一条の七第一項又は同条第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書
- 四の四 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書のうち、店舗型電話異性紹介営業の廃止又は法第三十一条の十二第一項第一号若しくは府令第九条の三第三号若しくは第五号に掲げる事項の変更に係るもの
- 四の五 法第三十一条の十七第一項又は同条第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書
- 五 法第三十二条第二項に規定する届出書のうち、深夜における酒類提供飲食店営業の廃止又は同条第一項第一号に掲げる事項の変

更に係るもの

- 3 | 前項の規定により二以上の営業所若しくは事務所のうちいずれか一の営業所若しくは事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項各号の申請書若しくは届出書を提出する場合は一は警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第二十七条第一項、第三十一条の十二第一項若しくは第三十二条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

(推薦の方法)

第二条 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第三条 (略)

- 2 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づき日本工業規格(以下単に「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3~5 (略)

更に係るもの

- 4 | 前項の規定により二以上の営業所又は事務所のうちいずれか一の営業所又は事務所の所在地の所轄警察署長を経由して同項第一号から第三号の二まで若しくは第五号の申請書若しくは届出書を提出する場合は一は警察署の管轄区域内にある二以上の営業所について同時に風俗営業者の氏名若しくは名称の変更に係る法第九条第三項に規定する届出書若しくは法第三十二条第一項に規定する届出書を提出する場合において、これらの申請書又は届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、一部をこれらの申請書又は届出書のいずれか一通に添付するものとする。

(推薦の方法)

第一条の二 (略)

(フレキシブルディスクによる手続)

第一条の三 (略)

- 2 前項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づき日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

3~5 (略)

(客席における照度の測定方法)

第四条 (略)

(国家公安委員会規則で定める遊技設備)

第五条 (略)

(客の依頼を受ける方法)

第六条 法第二条第七項第二号の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

第二章 風俗営業の許可の手續等

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第七条 (略)

一 九 (略)

十 法第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号(第二十二号第三号及び第四号)(第三十二号第三項において準用する場合を含む。)(に係る部分に限る。)(、第五号(第二十八号第十二項第三号に係る部分に限る。)(、第六号、第八号(第三十一号の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。)(、第九号若しくは第十号又は第五十二号第一号に規定する罪

(客席における照度の測定方法)

第一条 (略)

(国家公安委員会規則で定める遊技設備)

第三条 (略)

(客の依頼を受ける方法)

第四条 法第二条第七項第二号の国家公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 五 (略)

(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)

第五条 (略)

一 九 (略)

十 法第四十九条第三項第四号(第二十二号第一号)(第三十二号第三項において準用する場合を含む。)(、第二号及び第三号(第三十二号第三項において準用する場合を含む。)(に係る部分に限る。)(、第七号、第八号、第九号(第二十八号第十一項第一号及び第二号に係る部分に限る。)(、第十号、第十二号(第三十一号の十三第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。)(又は第十三号に規定する罪

十一〜四十八（略）

（構造及び設備の技術上の基準）

第八条（略）

風俗営業 の種別	構造及び設備の技術上の基準
法第二条第一 項第一号又は 第三号に掲げ る営業	一〜五（略） 六 第二十九条に定めるところにより計つた営業 所内の照度が五ルクス以下とならないように維 持されるため必要な構造又は設備を有すること 。 七 第三十一条に定めるところにより計つた騒音 又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるた め必要な構造又は設備を有すること。
法第二条第一 項第二号に掲 げる営業	一〜五（略） 六 第二十九条に定めるところにより計つた営業 所内の照度が五ルクス以下とならないように維 持されるため必要な構造又は設備を有すること 。

十一〜四十八（略）

（構造及び設備の技術上の基準）

第六条（略）

風俗営業 の種別	構造及び設備の技術上の基準
法第二条第一 項第一号又は 第三号に掲げ る営業	一〜五（略） 六 第二十一条に定めるところにより計つた営業 所内の照度が五ルクス以下とならないように維 持されるため必要な構造又は設備を有すること 。 七 第二十三条に定めるところにより計つた騒音 又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるた め必要な構造又は設備を有すること。
法第二条第一 項第二号に掲 げる営業	一〜五（略） 六 第二十一条に定めるところにより計つた営業 所内の照度が五ルクス以下とならないように維 持されるため必要な構造又は設備を有すること 。

	<p>法第二条第一項第四号に掲げる営業</p>	<p>七 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるた め必要な構造又は設備を有すること。 八 (略)</p>
<p>法第二条第一項第五号に掲げる営業</p>	<p>一、五 (略)</p> <p>六 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるた め必要な構造又は設備を有すること。</p>	<p>一、五 (略)</p> <p>六 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条</p>

	<p>法第二条第一項第四号に掲げる営業</p>	<p>七 第二十三条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるた め必要な構造又は設備を有すること。 八 (略)</p>
<p>法第二条第一項第五号に掲げる営業</p>	<p>一、五 (略)</p> <p>六 第二十一条に定めるところにより計つた営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第二十三条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条</p>	<p>一、五 (略)</p> <p>六 第二十一条に定めるところにより計つた営業所内の照度が五ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>七 第二十三条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条</p>

	<p>法第二条第一項第六号に掲げる営業</p>	<p>八 (略)</p> <p>例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p>
<p>法第二条第一項第七号に掲げる営業</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるた</p>

	<p>法第二条第一項第六号に掲げる営業</p>	<p>八 (略)</p> <p>例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p>
<p>法第二条第一項第七号に掲げる営業</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 第二十一条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第二十三条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるた</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 第二十一条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。</p> <p>五 第二十三条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるた</p>

	<p>必要な構造又は設備を有すること。 六・七（略）</p>
<p>法第二条第一項第八号に掲げる営業</p>	<p>一～三（略） 四 第二十九条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 五 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 六（略）</p>

（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）

第九条（略）

（許可申請の手続）

第十条（略）

2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

	<p>必要な構造又は設備を有すること。 六・七（略）</p>
<p>法第二条第一項第八号に掲げる営業</p>	<p>一～三（略） 四 第二十一条に定めるところにより計つた営業所内の照度が十ルクス以下とならないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 五 第二十三条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第十五条の規定に基づく条 例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。 六（略）</p>

（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）

第七条（略）

（許可申請の手続）

第八条（略）

2 法第五条第一項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二号の二のとおりとする。

(許可証の交付)

第十一条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第四号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第三条第一項の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、許可証を交付するものとする。

3 前項の場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも

該当しないと認めるときは、当該管理者に係る別記様式第五号の風俗営業管理者証(以下単に「管理者証」という。)を交付するものとする。

(通知の方法)

第十二条 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十三条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようと

(許可証の交付)

第九条 法第五条第二項に規定する許可証の様式は、別記様式第三号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第三条第一項の許可をしたときは、速やかに、申請者にその旨を通知するとともに、許可証を交付するものとする。
この場合において、公安委員会は、当該申請者の提出した許可申請書に記載された管理者が法第二十四条第二項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、あわせて、当該管理者に係る別記様式第三号の二の風俗営業管理者証(以下単に「管理者証」という。)を交付するものとする。

第十条 削除

(通知の方法)

第十一条 (略)

(許可証の再交付の申請)

第十二条 法第五条第四項の規定により許可証の再交付を受けようと

する者は、別記様式第六号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(相続の承認の申請)

第十四条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第七号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可申請書の添付書類等に関する内閣府令（昭和六十年総理府令第一号。以下「府令」という。）第一条第五号に掲げる書類

二 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、府令第一条第六号に掲げる書類

三 (略)

する者は、別記様式第五号の許可証再交付申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

(相続の承認の申請)

第十三条 法第七条第一項の規定により相続の承認を受けようとする者は、別記様式第六号の相続承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の相続承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が風俗営業者（法第二条第二項の風俗営業者であつて申請に係る公安委員会の法第三条第一項の許可又は法第七条第一項の承認（以下「許可等」という。）を受けているものに限る。次号において同じ。）である場合（次号に該当する場合を除く。）には、府令第一条第四号の二に掲げる書類

一の二 申請者が未成年者である風俗営業者であつて、その法定代理人が申請者が現に営む風俗営業に係る許可等を受けた際の法定代理人である場合（申請に係る風俗営業及び現に営む風俗営業のいずれについても風俗営業を営むことに関する法定代理人の許可を受けていない場合に限る。）には、府令第一条第四号の三に掲げる書類

一の三 (略)

四 (略)
五 (略)

(法人の合併の承認の申請)

第十五条 法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第八号の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(法人の分割の承認の申請)

第十六条 法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第九号の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(相続等の承認に関する通知)

第十七条 (略)

(許可証の書換えの手續)

第十八条 法第七条第五項(法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第十号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

二 (略)
三 (略)

(法人の合併の承認の申請)

第十三条の二 法第七条の二第一項の規定により法人の合併の承認を受けようとする場合には、別記様式第六号の二の合併承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(法人の分割の承認の申請)

第十三条の三 法第七条の三第一項の規定により法人の分割の承認を受けようとする場合には、別記様式第六号の三の分割承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(相続等の承認に関する通知)

第十四条 (略)

(許可証の書換えの手續)

第十五条 法第七条第五項(法第七条の二第三項又は法第七条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の書換えを受けようとする者は、別記様式第七号の書換え申請書及び当該許可証を当該公安委員会に提出しなければならない。

(許可証の返納)

第十九条 (略)

(変更の承認の申請)

第二十条 法第九条第一項(法第二十条第十項において準用する場合を含む。第二十三条において同じ。)の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第十一号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、府令第一条第一号から第三号までに掲げる書類(法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定により変更の承認を受けようとする場合にあつては、府令第一条第十一号に掲げる書類)のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出等)

第二十一条 法第九条第三項第一号又は第二号(法第二十条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に係る法第九条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第十二号のとおりとする。

2~4 (略)

(準用規定)

(許可証の返納)

第十六条 (略)

(変更の承認の申請)

第十七条 法第九条第一項(法第二十条第十項において準用する場合を含む。第十九条において同じ。)の規定により変更の承認を受けようとする者は、別記様式第八号の変更承認申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の変更承認申請書には、府令第一条第一号から第三号までに掲げる書類(法第二十条第十項において準用する法第九条第一項の規定により変更の承認を受けようとする場合にあつては、府令第一条第七号に掲げる書類)のうち、当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

(軽微な変更等の届出等)

第十八条 法第九条第三項第一号又は第二号(法第二十条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に係る法第九条第三項に規定する届出書の様式は、別記様式第九号のとおりとする。

2~4 (略)

(準用規定)

<p>第二十二條 (略)</p> <p>(準用規定)</p>	<p>第十八條の二 (略)</p> <p>(準用規定)</p>
<p>第二十三條 第十七條の規定は法第九條第一項の承認について、第十八條の規定は法第九條第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第二十四條 (略)</p>	<p>第十九條 第十四條の規定は法第九條第一項の承認について、第十五條の規定は法第九條第四項の規定により許可証の書換えを受けようとする者について準用する。</p> <p>(許可証の返納)</p> <p>第二十條 (略)</p>
<p>2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十三号の返納理由書を添付しなければならない。</p> <p>(特例風俗営業者の認定の基準)</p> <p>第二十五條 (略)</p>	<p>2 前項の規定により返納する許可証には、別記様式第十号の返納理由書を添付しなければならない。</p> <p>(特例風俗営業者の認定の基準)</p> <p>第二十條の二 (略)</p>
<p>(特例風俗営業者の認定申請の手續)</p> <p>第二十六條 法第十條の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第十四号のとおりとする。</p> <p>(認定証の交付)</p>	<p>(特例風俗営業者の認定申請の手續)</p> <p>第二十條の三 法第十條の二第二項に規定する認定申請書の様式は、別記様式第十号の二のとおりとする。</p> <p>(認定証の交付)</p>
<p>第二十七條 法第十條の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第十五号のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二十條の四 法第十條の二第三項に規定する認定証の様式は、別記様式第十号の三のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p>

(準用規定)

第二十八条 第十二条の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十三条の規定は法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十四条の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十三条中「別記様式第六号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十六号の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

第三章 風俗営業の規制

(風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第二十九条 (略)

(風俗営業に係る営業所内の照度の数値)

第三十条 (略)

(騒音及び振動の測定方法)

第三十一条 令第九条第三項(令第十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十一条の条
件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z八七三二に定める

(準用規定)

第二十條の五 第十一条の規定は法第十条の二第四項の規定による通知について、第十二条の規定は法第十条の二第五項の規定により認定証の再交付を受けようとする者について、第二十条の規定は法第十条の二第七項又は第九項の規定による認定証の返納について準用する。この場合において、第十二条中「別記様式第五号の許可証再交付申請書」とあるのは、「別記様式第十号の四の認定証再交付申請書」と読み替えるものとする。

(風俗営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第二十一条 (略)

(風俗営業に係る営業所内の照度の数値)

第二十二条 (略)

(騒音及び振動の測定方法)

第二十三条 令第九条第三項(令第十四条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の騒音の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、日本工業規格C一五〇二に定める普通騒音計又はC一五〇五に定める精密騒音計を用いて行う日本工業規格Z八七三二

騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

2 令第九条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、計量法第七十一条の条件に合格した振動レベル計を用いて行う日本工業規格Z八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格C一五〇に定める動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

（料金の表示方法）

第三十二条（略）

（表示する料金の種類）

第三十三条（略）

（営業所に立ち入ってはならない旨の表示方法）

第三十四条（略）

に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、五秒以内の一定時間間隔及び五十個以上の測定値の五パーセント時間率騒音レベルとする。

2 令第九条第三項の振動の測定に係る国家公安委員会規則で定める方法は、営業所の境界線の外側で測定可能な直近の床又は地面（緩衝物がなく、表面が水平であり、かつ、堅い床又は地面に限る。）について、日本工業規格C一五〇に定める振動レベル計を用いて行う日本工業規格Z八七三五に定める振動レベルの測定方法とする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を、動特性は日本工業規格C一五〇に定める動特性を用いることとし、振動レベルは、五秒間隔及び百個の測定値又はこれに準ずる間隔及び個数の測定値の八十パーセントレンジの上端値とする。

（料金の表示方法）

第二十四条（略）

（表示する料金の種類）

第二十五条（略）

（営業所に立ち入ってはならない旨の表示方法）

第二十六条（略）

第二十七条及び第二十八条 削除

(遊技料金等の基準)

第三十五条 (略)

(管理者の選任)

第三十六条 (略)

(管理者の業務)

第三十七条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

一 営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者(営業所の使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)に対する指導に関する計画を作成し、これに基づき従業者に対し実地に指導し、及びその記録を作成すること。

二 営業所の構造及び設備が第八条に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

三 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業にあつては、営業所に設置する遊技機が第九条に規定する基準に該当しないようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四 法第二十二條第五号の規定により客として立ち入らせてはなら

(遊技料金等の基準)

第二十九条 (略)

(管理者の選任)

第三十条 (略)

(管理者の業務)

第三十一条 法第二十四条第三項の国家公安委員会規則で定める業務は、次のとおりとする。

一 営業所における業務の適正な実施を図るため必要な従業者(営業所の使用人その他の従業者をいう。以下同じ。)に対する指導に関する計画を作成し、これに基づき従業者に対し実地に指導し、及びその記録を作成すること。

二 営業所の構造及び設備が第六条に規定する技術上の基準に適合するようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

三 ぱちんこ屋及び令第七条に規定する営業にあつては、営業所に設置する遊技機が第七条に規定する基準に該当しないようにするため必要な点検の実施及びその記録の記載について管理すること。

四 法第二十二條第四号の規定により客として立ち入らせてはなら

管理者講	講習事項	講習時間
<p>ないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>五 法第三十六条に規定する従業者名簿及びその記載について管理すること。</p> <p>六 接待飲食等営業にあつては、法第三十六条の二第一項の規定による確認に係る記録について管理すること。</p> <p>七 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。</p> <p>八 営業所における業務の一部が委託される場合において、当該委託に係る業務の適正な実施を図るため必要な当該委託に係る契約の内容、業務の履行状況その他の事項の点検の実施及びその記録の記載について管理すること。</p> <p>(管理者講習)</p> <p>第三十八条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。</p>		

管理者講	講習事項	講習時間
<p>ないこととされる未成年者を営業所内で発見した場合において、当該未成年者に営業所から立ち退くべきことを勧告することその他の必要な措置を講ずること。</p> <p>五 法第三十六条に規定する従業者名簿及びその記載について管理すること。</p> <p>六 営業所における業務の実施に関する苦情の処理を行うこと。</p> <p>七 営業所における業務の一部が委託される場合において、当該委託に係る業務の適正な実施を図るため必要な当該委託に係る契約の内容、業務の履行状況その他の事項の点検の実施及びその記録の記載について管理すること。</p> <p>第三十二条 削除</p> <p>(管理者講習)</p> <p>第三十三条</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 管理者講習は、その種別に応じ、次の表の上欄に掲げる区分により、それぞれ同表の中欄に掲げる講習事項について、同表の下欄に掲げる講習時間行うものとする。</p>		

習の種別	定期講習	(略)
	一 (略) 二 法第二十四条第三項及び第三十七 条に規定する管理者の業務を適正に 実施するため必要な知識及び技能に 関すること。	四時間以 上六時間 以下
(略)	(略)	(略)

4 (略)

(管理者講習の通知等)

第三十九条 公安委員会は、管理者講習を行おうとするときは、当該
 管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行
 おうとする管理者に係る風俗営業者に、別記様式第十七号の管理者
 講習通知書により通知するものとする。

2 前項の管理者講習通知書に係る風俗営業者は、病気その他やむを
 得ない理由により当該管理者に当該管理者講習を受講させることが
 できないときは、当該実施予定期日の十日前までに、当該公安委員
 会に、当該管理者講習を受講させることができない旨及びその理由
 を記載した書面を提出しなければならない。

習の種別	定期講習	(略)
	一 (略) 二 法第二十四条第三項及び第三十一 条に規定する管理者の業務を適正に 実施するため必要な知識及び技能に 関すること。	四時間以 上六時間 以下
(略)	(略)	(略)

4 (略)

(管理者講習の通知等)

第三十四条 公安委員会は、管理者講習を行おうとするときは、当該
 管理者講習の実施予定期日の三十日前までに、当該管理者講習を行
 おうとする管理者に係る風俗営業者に、別記様式第十一号の管理者
 講習通知書により通知するものとする。

2 前項の管理者講習通知書に係る風俗営業者は、当該実施予定期日
 の十日前までに、当該管理者の選任に係る営業所の所在地の所轄警
 察署長を経由して、当該公安委員会に、別記様式第十二号の受講申
 込書又は当該管理者講習を受講させることができない旨及びその理
 由を記載した書面を提出しなければならない。

3 公安委員会は、管理者講習を受講した者に対し、別記様式第十二

号の二の受講証明書を交付するものとする。

第四章 性風俗関連特殊営業等の規制

第一節 店舗型性風俗特殊営業の規制

(店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第四十条 法第二十七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

2 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第四十一条 法第二十七条第二項に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十九号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第二十号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該店舗型性風俗特殊営業の廃止又は変更の日から十日以内に提出しなければならない。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第四十二条 法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十一号のとおりとする。

(店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第三十五条 法第二十七条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十三号のとおりとする。

2 (略)

(店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第三十六条 法第二十七条第二項(法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十四号のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十五号のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の日から十日以内に提出しなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第四十三条 法第二十七条第四項に規定する書面(以下この節において「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第二十二号のとおりとする。

2 公安委員会は、法第二十七条第一項の届出書の提出があつた場合において、同条第四項ただし書の規定により店舗型性風俗特殊営業届出確認書を交付しないこととするときは、当該届出書を提出した者に別記様式第二十三号の届出確認書不交付通知書を交付するものとする。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付)

第四十四条 店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付を受けた者は、当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書を亡失し、又は当該店舗型性風俗特殊営業届出確認書が滅失したときは、速やかに別記様式第二十四号の届出確認書再交付申請書を当該公安委員会に提出し、店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けなければならない。

(店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納)

第四十五条 前条の規定により店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付を受けた者は、亡失した店舗型性風俗特殊営業届出確認書を発見し、又は回復したときは、遅滞なく、発見し、又は回復した店舗型性風俗特殊営業届出確認書を当該公安委員会に返納しなければならない。

らない。

2 店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付を受けた者が死亡したときは、その同居の親族又は法定代理人は、遅滞なく、店舗型性風俗特殊営業届出確認書を当該公安委員会に返納しなければならない。

(営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにする方法)

第四十六条 法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつてはその旨の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつてはその旨を公衆のわかりやすいように音声により告げることとする。

2 店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所周辺に表示する広告物(法第二十八条第五項第一号の広告物をいう。次項において同じ。)であつて、当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別のみを表示するもの(当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地を簡易な方法により表示するものを含む。)については、前項の規定にかかわらず、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を公衆の見やすいように表示することができる。

3 店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を

(営業所に立ち入つてはならない旨等を明らかにする方法)

第三十六条の二 法第二十八条第八項(法第三十一条の三第一項、法第三十一条の八第一項、法第三十一条の十三第一項及び法第三十一条の十八第一項において準用する場合を含む。)の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(法第三十一条の三第一項及び法第三十一条の八第一項において準用する場合にあつては十八歳未満の者が客となつてはならない旨、法第三十一条の十三第一項において準用する場合にあつては十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨及び十八歳未満の者が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨並びに法第三十一条の十八第一項において準用する場合にあつては十八歳未満の者が法第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない旨。以下この項において「営業所に立ち入つてはならない旨等」という。)を明らかにする方法は、広告又は宣伝を、文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合にあつては営業所に立ち入つてはならない旨等の文言を公衆の見やすいように表示することとし、音声により行う場合にあつては営業所に立ち入つてはならない旨等を公衆のわかりやす

営業所の入り口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業を営む者がその営業につき当該営業所の入り口周辺又は内部に表示する広告物にその旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

いように音声により告げることとする。

2 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がその営業につき当該営業所周辺に表示する広告物（法第二十八条第五項第一号の広告物をいう。次項において同じ。）であつて、当該店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称又は当該店舗型性風俗特殊営業の種類のみを表示するもの（当該店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の営業所の所在地を簡易な方法により表示するものを含む。）については、前項の規定にかかわらず、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を公衆の見やすいように表示することができる。

3 店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者が法第二十八条第九項（法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言を営業所の入り口に表示している場合には、前二項の規定にかかわらず、当該店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がその営業につき当該営業所の入り口周辺又は内部に表示する広告物に十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨の文言又は前項に規定する標示を表示しないことができる。

（準用規定）

第四十七条 第二十四条の規定は、法第二十八条第十項の規定による

（準用規定）

第三十六条の三 第二十六条の規定は、法第二十八条第九項（法第三

表示について準用する。

(標章のはり付け手続)

第四十八条 (略)

(標章の取り除き申請手続)

第四十九条 法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者は、別記様式第二十五号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第五十条 法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者(

次項において「標章除去申請者」という。)は、別記様式第二十五号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住民票(日本国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第五条第一項の外国人登録証明書の写し)

二 五 (略)

第二節 無店舗型性風俗特殊営業の規制

十一條の十三第一項において準用する場合を含む。)の規定による表示について準用する。

(標章のはり付け手続)

第三十七条 (略)

(標章の取り除き申請手続)

第三十八条 法第三十一条第二項の規定による申請を行おうとする者は、別記様式第十六号の標章除去申請書を当該公安委員会に提出しなければならない。

2 (略)

第三十九条 前条第一項の規定は、法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者(次項において「標章除去申請者」という。

)について準用する。

2 前項において準用する前条第一項の標章除去申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)

二 五 (略)

(無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第五十一条 法第三十一条の二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第二十六号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十二条 第四十一条の規定は、法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第五十三条 法第三十一条の二第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第二十九号のとおりとする。

(無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第五十四条 法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において

(無店舗型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第三十九条の二 法第三十一条の二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十六号の二のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第三十九条の三 法第三十一条の二第二項(法第三十一条の七第二項及び法第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)に規定する届出書の様式は、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業又は無店舗型電話異性紹介営業を廃止した場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の三のとおりとし、変更があつた場合の届出に係る届出書にあつては別記様式第十六号の四のとおりとする。

2 前項の届出書は、当該無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業の廃止又は変更の日から十日以内に提出しなければならない。

「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十号のとおりとする。

2 第四十三条第二項の規定は、法第三十一条の二第一項又は第二項の届出書であつて受付所を設ける旨が記載されているものの提出があつた場合について、第四十四条の規定は、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、無店舗型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「無店舗型性風俗特殊営業届出確認書」と、第四十五条第一項中「前条」とあるのは「第五十四条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(処分移送通知書の様式)

第五十五条 法第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第三十一号のとおりとする。

(準用規定)

第五十六条 第四十六条の規定は、法第三十一条の三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十六条第二項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者」とあるのは「受付所を設けて法第二条第七項第一号の営業を営む者

(処分移送通知書の様式)

第三十九条の四 法第三十一条の六第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書の様式は、別記様式第十六号の五のとおりとする。

「と」、「営業所周辺」とあるのは「受付所周辺」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別」とあるのは「当該営業に係る法第三十一条の二第一項第二号に規定する呼称又は法第二十七条第一号の営業である旨」と、「当該店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「当該受付所の所在地」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、同条第三項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者が法第二十八条第十項」とあるのは「受付所を設けて法第二十七条第一号の営業を営む者が法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項」と、「その営業所」とあるのは「その受付所」と、「営業所の入り口」とあるのは「受付所の入り口」と、「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該営業」と、「当該営業所」とあるのは「当該受付所」と読み替えるものとする。

2 | 第三十四条の規定は、法第三十一条の三第二項の規定により適用する法第二十八条第十項の規定による表示について準用する。

3 | 第四十八条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による標章のはり付けについて、第四十九条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による申請を行おうとする者について、第五十条の規定は、法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十八条中「法第三十条第一

項」とあるのは「法第三十一条の五第一項又は法第三十一条の六第二項第二号」と、第四十九条第二項第一号中「法第三十一条第二項第一号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一条第二項第二号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一条第二項第三号」とあるのは「法第三十一条の五第三項及び法第三十一条の六第三項において準用する法第三十一条第二項第三号」と読み替えるものとする。

第三節 映像送信型性風俗特殊営業の規制

(映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第五十七条 法第三十一条の七第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十二号のとおりとする。

2 (略)

(映像送信型性風俗特殊営業の廃止等の届出)

第五十八条 第四十一条の規定は、法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「映像送信型性風俗特殊営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第

(映像送信型性風俗特殊営業の営業開始の届出)

第三十九条の五 法第三十一条の七第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十六号の六のとおりとする。

2 (略)

二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第五十九条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十三号のとおりとする。

(映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の交付等)

第六十条 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「映像送信型性風俗特殊営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第三十四号のとおりとする。

2 第四十四条の規定は、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、映像送信型性風俗特殊営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「前条」とあるのは、「第六十条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第六十一条 第四十六条第一項の規定は、法第三十一条の八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が客となつてはならない旨を明らかにする方法について準用する。

(準用規定)

2 第五十五条の規定は、法第三十一条の十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第四節 店舗型電話異性紹介営業の規制

（店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第六十二条 法第三十一条の十二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十五号のとおりとする。

2 （略）

（店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出）

第六十三条 第四十一条の規定は、法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第二項に規定する届出書について準用する。
。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは、「店舗型電話異性紹介営業」と読み替えるものとする。

（営業の方法を記載した書類の様式）

第六十四条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第三十六号のとおりとする。

（店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等）

第六十五条 法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七

第三十九条の六 第三十九条の四の規定は、法第三十一条の十一第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

（店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出）

第三十九条の七 法第三十一条の十二第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十六号の七のとおりとする。

2 （略）

条第四項に規定する書面（次項において「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。）の様式は、別記様式第三十七号のとおりとする。

2 第四十三条第二項の規定は、法第三十一条の十二第一項の届出書の提出があつた場合について、第四十四条の規定は、店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は、店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十三条第二項中「同条第四項ただし書」とあるのは「法第三十一条の十二第二項において準用する法第二十七条第四項ただし書」と、「店舗型性風俗特殊営業届出確認書」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業届出確認書」と、第四十五条第一項中「前条」とあるのは「第六十五条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

第六十六条 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者（以下この項において「申込者」という。）が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面（以

（法第二条第九項の会話の申込みをした者が十八歳以上であることを確認するための措置）

第三十九条の八 法第三十一条の十三第三項の国家公安委員会規則で定める措置は、法第二条第九項に規定する会話の申込みがあつた場合において、その都度、次の各号のいずれかの方法により当該会話の申込みをした者（以下この項において「申込者」という。）が十八歳以上であることを確認する措置とする。

一 申込者から、その身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該申込者の年齢又は生年月日を証する書面（以

下この条及び第七十二条において「身分証明書等」という。この当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し（以下この条及び第七十二条において単に「写し」という。）をファクシミリ装置により受信すること。

二 申込者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された識別番号及び暗証番号（以下この条及び第七十二条において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第七十二条において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号口に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一・二（略）

（準用規定）

第六十七条 第四十六条の規定は、法第三十一条の十三第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨及び十八歳未満の者が法第三十一条の十二第一項第三号に掲げる電話番号に電話をかけてはならない

下この条及び第三十九条の十一において「身分証明書等」という。この当該申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し（以下この条及び第三十一条の十一において単に「写し」という。）をファクシミリ装置により受信すること。

二 申込者から、クレジットカードを使用する方法その他の十八歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること。

三 申込者から、次項の規定により当該申込者があらかじめ付与された識別番号及び暗証番号（以下この条及び第三十九条の十一において「識別番号等」という。）の告知を受けること。

2 識別番号等は、第一号に掲げる者が、識別番号等の付与を受けようとする者（以下この条及び第三十九条の十一において「識別番号等付与希望者」という。）の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第二号に掲げる方法（第一号口に規定する者にあつては、第二号二に掲げる方法を除く。）により確認した上で、付与するものとする。

一・二（略）

（準用規定）

旨を明らかにする方法について準用する。この場合において、第四十六條第二項中「店舗型性風俗特殊営業を営む者」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業を営む者」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の名称又は店舗型性風俗特殊営業の種別」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の名称」と、「店舗型性風俗特殊営業の営業所の所在地」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業の営業所の所在地」と、同條第三項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「店舗型電話異性紹介営業」と、「法第二十八條第十項」とあるのは「法第三十一條の十三第一項において準用する法第二十八條第十項」と読み替えるものとする。

2 | 第三十四條の規定は、法第三十一條の十三第一項において準用する法第二十八條第十項の規定による表示について準用する。

3 | 第四十八條の規定は、法第三十一條の十六第一項の規定による標章のはり付けについて、第四十九條の規定は、法第三十一條の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第五十條の規定は、法第三十一條の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第四十八條中「法第三十條第一項」とあるのは「法第三十一條の十五第一項」と、第四十九條第二項第一号中「法第三十一條第二項第一号」とあるのは「法第三十一條の十六第二項第一号」と、同項第二号中「法第三十一條の十六第二項第二号」と、同項第三号中「法第三十一條第二項第三号」とあるのは「法第三十一條の十六第二項第三号」と読み替えるものとする。

第三十九條の九 第三十七條の規定は、法第三十一條の十六第一項の規定による標章のはり付けについて、第三十八條の規定は、法第三十一條の十六第二項の規定による申請を行おうとする者について、第三十九條の規定は、法第三十一條の十六第三項の規定による申請を行おうとする者について準用する。この場合において、第三十七條中「法第三十條第一項」とあるのは「法第三十一條の十五第一項」と、第三十八條第二項第一号中「法第三十一條第二項第一号」とあるのは「法第三十一條の十六第二項第一号」と、同條第二項第二号中「法第三十一條第二項第二号」とあるのは「法第三十一條の十六第二項第二号」と、同條第二項第三号中「法第三十一條第二項第三号」とあるのは「法第三十一條の十六第二項第三号」と、第三十

第五節 無店舗型電話異性紹介営業の規制

(無店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出)

第六十八条 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第三十八号のとおりとする。

2 (略)

(無店舗型電話異性紹介営業の廃止等の届出)

第六十九条 第四十一条の規定は、法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「無店舗型電話異性紹介営業」と、同条第一項中「別記様式第十九号」とあるのは「別記様式第二十七号」と、「別記様式第二十号」とあるのは「別記様式第二十八号」と読み替えるものとする。

(営業の方法を記載した書類の様式)

第七十条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第二項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式

九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と、「法第三十一条第三項」とあるのは「法第三十一条の十六第三項」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十八条第一項」と読み替えるものとする。

(無店舗型電話異性紹介営業の営業開始の届出)

第三十九条の十 法第三十一条の十七第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第十六号の八のとおりとする。

2 (略)

式第三十九号のとおりとする。

(無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の交付等)

第七十一条 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の二第四項に規定する書面(次項において「無店舗型電話異性紹介営業届出確認書」という。)の様式は、別記様式第四十号のとおりとする。

2 第四十四条の規定は、無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付について、第四十五条の規定は無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の返納について準用する。この場合において、第四十五条第一項中「前条」とあるのは、「第七十一条第二項において準用する第四十四条」と読み替えるものとする。

(法第二条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを確認するための措置)

第七十二条 (略)

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第六十六条第二項第二号に掲げる方法(第二号に規定する者にあつては、第六十六条第二項第二号二に掲げる方法を除く。)により確認した上で、付与するものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八

(法第二条第十項の会話の申込みをした者等が十八歳以上であることを確認するための措置)

第三十九条の十一 (略)

2 識別番号等は、次の各号のいずれかに掲げる者が、識別番号等付与希望者の求めに応じ、その者が十八歳以上であることを第三十九条の八第二項第二号に掲げる方法(第二号に規定する者にあつては、第三十九条の八第二項第二号二に掲げる方法を除く。)により確認した上で、付与するものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者の委託を受けて、十八

歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

- イ 第六十六条第二項第一号口(1)から(3)までに規定する事項
- ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第六十六条第二項第一号口(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

(準用規定)

第七十三条 第四十六条第一項の規定は、法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第九項の規定により十八歳未満の者が法第三十一条の十七第一項第四号に掲げる電話番号に電話をかけたはならない旨を明らかにする方法について準用する。

2 第五十五条の規定は、法第三十一条の二十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第六節 深夜における飲食店営業の規制等

(深夜における飲食店営業の営業所の技術上の基準)

第七十四条 法第三十二条第一項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

歳以上である者に対して識別番号等を付与し、及び法第二条第十項に規定する会話の申込みをした者若しくは同項に規定する会話の申込みを受けようとする者が告知した識別番号等が自ら付与したものであるかどうかを当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に回答する業務を行う者であつて、次に掲げる要件を備えたもの

- イ 第三十九条の八第二項第一号口(1)から(3)までに規定する事項
- ロ 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者との委託に係る契約において第三十九条の八第二項第一号口(3)に規定する事項を明らかにしているものであること。

(準用規定)

第三十九条の十二 第三十九条の四の規定は、法第三十一条の二十一第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

(深夜における飲食店営業の営業所の技術上の基準)

第四十条 法第三十二条第一項第一号の国家公安委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備(第七十七条に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。)を設けないこと。

四・五 (略)

六 第三十一条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

七 (略)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第七十五条 (略)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第七十六条 (略)

(国家公安委員会規則で定める飲食店営業)

第七十七条 法第三十二条第三項において読み替えて準用する法第十二条第四号及び第五号の国家公安委員会規則で定める営業は、次の各号のいずれかに該当する営業とする。

一 営業の常態として客に通常主食と認められる食事を提供して営

一・二 (略)

三 善良の風俗又は清浄な風俗環境を害するおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備(第四十三条に規定する営業に係る営業所にあつては、少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある写真、広告物、装飾その他の設備を含む。)を設けないこと。

四・五 (略)

六 第二十三条に定めるところにより計つた騒音又は振動の数値が法第三十二条第二項において準用する法第十五条の規定に基づく条例で定める数値に満たないように維持されるため必要な構造又は設備を有すること。

七 (略)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の測定方法)

第四十一条 (略)

(深夜における飲食店営業に係る営業所内の照度の数値)

第四十二条 (略)

(国家公安委員会規則で定める飲食店営業)

第四十三条 法第三十二条第三項において読み替えて準用する法第十二条第三号及び第四号の国家公安委員会規則で定める営業は、次の各号のいずれかに該当する営業とする。

一 営業の常態として客に通常主食と認められる食事を提供して営

む飲食店営業（法第二条第十一項第三号に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。）

二 前号に掲げるもののほか、営業の常態としてコーヒー、ケーキその他の茶菓類以外の飲食物を提供して営む飲食店営業（酒類を提供して営むものを除く。）

（深夜における酒類提供飲食店営業の届出）

第七十八条 法第三十三条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四十一号のとおりとする。

2 法第三十三条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第四十二号のとおりとする。

3 （略）

（深夜における酒類提供飲食店営業の廃止等の届出）

第七十九条 第四十一条の規定は、法第三十三条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第四十一条第一項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業」と、同条第二項中「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該酒類提供飲食店営業」と、「十日以内」とあるのは「十日」当該変更が法人の名称、住所又は代表者の氏名に係るものである場合にあっては、二十日以内」と読み替えるものとする。

第七節 接客業務受託営業に係る処分移送通知書

む飲食店営業（法第三十二条第一項に規定する飲食店営業をいう。以下同じ。）

二 前号に掲げるもののほか、営業の常態としてコーヒー、ケーキその他の茶菓類以外の飲食物を提供して営む飲食店営業（酒類を提供して営むものを除く。）

（深夜における酒類提供飲食店営業の届出）

第四十四条 法第三十三条第一項に規定する届出書の様式は、別記様式第四十七号のとおりとする。

2 法第三十三条第三項に規定する営業の方法を記載した書類の様式は、別記様式第十八号のとおりとする。

3 （略）

（準用規定）

第四十五条 第三十六条の規定は、法第三十三条第二項に規定する届出書について準用する。この場合において、第三十六条第一項中「店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「深夜における酒類提供飲食店営業」と、同条第二項中「当該店舗型性風俗特殊営業」とあるのは「当該酒類提供飲食店営業」と、「十日以内」とあるのは「十日」当該変更が法人の名称、住所又は代表者の氏名に係るものである場合にあっては、二十日以内」と読み替えるものとする。

第八十条 第五十五条の規定は、法第三十五条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

第五章 雑則

（従業者名簿の備付けの方法）

第八十一条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者、法第三十三条第六項に規定する酒類提供飲食店営業を営む者及び深夜において飲食店営業（酒類提供飲食店営業を除く。）を営む者は、その従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

（電磁的方法による記録）

第八十二条 法第三十六条に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次条において同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録（次条において「電磁的名簿」という。）をもつて同条に規定する当該事項が記載された従業者名簿に代えることができる。

2 (略)

第四十五条の二 第三十九条の四の規定は、法第三十五条の四第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める処分移送通知書について準用する。

（従業者名簿の備付けの方法）

第四十六条 風俗営業者、店舗型性風俗特殊営業を営む者、無店舗型性風俗特殊営業を営む者、店舗型電話異性紹介営業を営む者、無店舗型電話異性紹介営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者は、当該従業者が退職した後においても、その退職した日から三年間は、その者に係る従業者名簿を備えておかなければならない。

（電磁的方法による記録）

第四十七条 法第三十六条に規定する事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次条において同じ。）により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるときは、当該記録をもつて同条に規定する当該事項が記載された従業者名簿に代えることができる。

2 (略)

(確認の記録)

第八十三条 法第三十六条の二第二項の記録の作成及び保存は、次のいずれかの方法により行わなければならない。この場合において、当該記録は、当該従業者が退職した日から起算して三年を経過する日まで保存しなければならない。

一 法第三十六条の二第一項の確認をした従業者ごとに、同項各号に掲げる事項及び当該確認をした年月日（法第三十六条の規定により従業者名簿に記載しなければならないこととされている事項を除く。以下この条において「記録事項」という。）を当該従業者に係る従業者名簿に記載し、かつ、当該確認に用いた書類の写しを当該従業者名簿に添付して保存する方法

二 前号に規定する従業者ごとに、記録事項を当該従業者に係る電磁的名簿に記載し、かつ、法第三十六条の二第一項の確認に用いた書類の写し又は当該書類に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてきた電磁的方法による記録を当該従業者に係る記録事項が記録された当該従業者に係る電磁的名簿の内容と照合できるようにして保存する方法

2 | 前条第二項の規定は、前項第二号の規定により記録事項を電磁的名簿に記載する場合及び電磁的方法による記録を保存する場合について準用する。

(証明書の様式)

第八十四条 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第四十三号のとおりとする。

(聴聞の公示)

第八十五条 (略)

(書面の交付)

第八十六条 公安委員会は、第十二条(第二十八条において準用する場合を含む。)、第十七条及び第四十三条第二項(第五十四条第二項及び第六十五条第二項において準用する場合を含む。)、に定めるもののほか、法の規定に基づき処分(指示を含む。以下同じ。)をするときは、当該処分の理由を記載した書面により行うものとする。

2 (略)

(国家公安委員会への報告事項等)

第八十七条 (略)

報告する場合	事項
一 法第三条第一項の許可をした場合	一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍(日本国籍を有しない者にあつては、国籍。以下同じ。)

(証明書の様式)

第四十七条の二 法第三十七条第三項に規定する証明書の様式は、別記様式第十九号のとおりとする。

(聴聞の公示)

第四十七条の三 (略)

(書面の交付)

第四十八条 公安委員会は、第十一条(第二十条の五において準用する場合を含む。)、及び第十四条に定めるもののほか、法の規定に基づき処分(指示を含む。以下同じ。)をするときは、当該処分の理由を記載した書面により行うものとする。

2 (略)

(国家公安委員会への報告事項等)

第四十九条 (略)

報告する場合	事項
一 法第三条第一項の許可をした場合	一 許可を受けた者が個人である場合には、その氏名等及び本籍(外国人にあつては、国籍。以下同じ。)

	<p>二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の名等及び本籍</p> <p>三 営業所の名称及び所在地</p> <p>四 風俗営業の種類</p> <p>五 許可年月日</p> <p>六 許可番号</p>
<p>四 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>五 法第三十一条の二第一項の届出書を受理した場合</p>	<p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の二第一項第二号から第七号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p> <p>六 届出確認書交付年月日</p> <p>七 届出確認書交付番号</p> <p>八 営業を開始しようとする年月日</p>
<p>六 法第三十一条の二第二項の届出書を受</p>	<p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p>

	<p>二 許可を受けた者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名並びに役員の名等及び本籍</p> <p>三 営業所の名称及び所在地</p> <p>四 風俗営業の種類</p> <p>五 許可年月日</p> <p>六 許可番号</p>
<p>三の二 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>四 法第三十一条の二第一項の届出書を受理した場合</p>	<p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の二第一項第二号から第六号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p> <p>六 営業を開始しようとする年月日</p>
<p>五 法第三十一条の二第二項の届出書を受</p>	<p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p>

<p>理した場合</p>	<p>七 法第三十一条の七 第一項の届出書を受 理した場合</p>
<p>二 届出書を提出した者が法人である場 合には、その名称及び住所並びに代表 者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の二第一項第二号から 第四号までに掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の二第一項の届出書に 係る届出受理番号</p> <p>五 営業を廃止した場合には、廃止年月 日及び廃止の事由</p> <p>六 届出事項に変更があつた場合には、 当該変更に係る変更年月日、変更事項 、変更の事由、届出確認書交付年月日 及び届出確認書交付番号</p>	<p>一 届出書を提出した者が個人である場 合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場 合には、その名称及び住所並びに代表 者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の七第一項第二号から 第五号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p> <p>六 届出確認書交付年月日</p>
<p>理した場合</p>	<p>六 法第三十一条の七 第一項の届出書を受 理した場合</p>
<p>二 届出書を提出した者が法人である場 合には、その名称及び住所並びに代表 者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の二第一項第二号、第 三号及び第六号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の二第一項の届出書に 係る届出受理番号</p> <p>五 営業を廃止した場合には、廃止年月 日及び廃止の事由</p> <p>六 届出事項に変更があつた場合には、 当該変更に係る変更年月日、変更事項 及び変更の事由</p>	<p>一 届出書を提出した者が個人である場 合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場 合には、その名称及び住所並びに代表 者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の七第一項第二号から 第五号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p>

<p>九 法第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合</p>	<p>八 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項の届出書を受理した場合</p>
<p>三 法第三十一条の十七第一項第二号が</p>	<p>七 届出確認書交付番号</p> <p>八 営業を開始しようとする年月日</p> <p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の七第一項第二号及び第三号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の七第一項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 営業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>六 届出事項に変更があつた場合には、当該変更に係る変更年月日、変更事項、変更の事由、届出確認書交付年月日及び届出確認書交付番号</p> <p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p>

<p>七の二 法第三十一条の十七第一項の届出書を受理した場合</p>	<p>七 法第三十一条の七第二項において準用する法第三十一条の二第二項の届出書を受理した場合</p>
<p>三 法第三十一条の十七第一項第二号が</p>	<p>六 営業を開始しようとする年月日</p> <p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の七第一項第二号及び第三号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の七第一項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 営業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>六 届出事項に変更があつた場合には、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由</p> <p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p>

<p>ら第五号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p> <p>六 届出確認書交付年月日</p> <p>七 届出確認書交付番号</p> <p>八 営業を開始しようとする年月日</p>	<p>十 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の第二項の届出書を受理した場合</p> <p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の十七第一項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 営業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>六 届出事項に変更があつた場合には、当該変更に係る変更年月日、変更事項、変更の事由、届出確認書交付年月日及び届出確認書交付番号</p>	<p>十一 (略)</p> <p>十二 法第三十一条の</p>
<p>ら第五号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p>	<p>一 届出書を受けた者が個人である場合に</p>	<p>一 処分を受けた者が個人である場合に</p>

<p>ら第五号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p>	<p>七の三 法第三十一条の十七第二項において準用する法第三十一条の第二項の届出書を受理した場合</p> <p>一 届出書を提出した者が個人である場合には、その氏名及び住所</p> <p>二 届出書を提出した者が法人である場合には、その名称及び住所並びに代表者の氏名</p> <p>三 法第三十一条の十七第一項第二号及び第三号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の十七第一項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 営業を廃止した場合には、廃止年月日及び廃止の事由</p> <p>六 届出事項に変更があつた場合には、当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由</p>	<p>八 (略)</p> <p>九 法第三十一条の四</p>
<p>ら第五号までに掲げる事項</p> <p>四 届出受理年月日</p> <p>五 届出受理番号</p>	<p>一 届出書を受けた者が個人である場合に</p>	<p>一 処分を受けた者が個人である場合に</p>

<p>二 無店舗型性風俗特 殊営業を営む者若し くはその代理人等が 法第三十一条の第四 一項、法第三十一条</p>	<p>通報する場合 (略)</p>	<p>事 項 (略)</p>	<p>四 第一項、法第三十 一条の五第一項若し くは第二項又は法第 三十一条の六第二項 の規定による処分を した場合</p>	<p>は、その氏名及び住所 二 処分を受けた者が法人である場合に は、その名称及び住所並びに代表者の 氏名 三 法第三十一条の二第一項第二号から 第四号までに掲げる事項 四 法第三十一条の二第一項の届出書に 係る届出受理番号 五 処分年月日 六 処分番号 七 処分の理由 八 処分の種別及び内容</p>
			<p>十三 (略)</p>	<p>(略)</p>
			<p>十四 (略)</p>	<p>(略)</p>
			<p>十五 (略)</p>	<p>(略)</p>
			<p>2 (略)</p>	<p>一 当該営業を営む者が個人である場合 には、その氏名及び住所 二 当該営業を営む者が法人である場合 には、その名称及び住所並びに代表者 の氏名</p>

<p>二 無店舗型性風俗特 殊営業を営む者若し くはその代理人等が 法第三十一条の第四 一項、法第三十一条</p>	<p>通報する場合 (略)</p>	<p>事 項 (略)</p>	<p>第一項、法第三十一 条の五又は法第三十 一条の六第二項の規 定による処分をした 場合</p>	<p>は、その氏名及び住所 二 処分を受けた者が法人である場合に は、その名称及び住所並びに代表者の 氏名 三 法第三十一条の二第一項第二号、第 三号及び第六号に掲げる事項 四 法第三十一条の二第一項の届出書に 係る届出受理番号 五 処分年月日 六 処分番号 七 処分の理由 八 処分の種別及び内容</p>
			<p>十 (略)</p>	<p>(略)</p>
			<p>十一 (略)</p>	<p>(略)</p>
			<p>十二 (略)</p>	<p>(略)</p>
			<p>2 (略)</p>	<p>一 当該営業を営む者が個人である場合 には、その氏名及び住所 二 当該営業を営む者が法人である場合 には、その名称及び住所並びに代表者 の氏名</p>

(略)	(略)	<p>の五第一項若しくは三 法第三十一条の二第一項第二号から第二項若しくは法第三十一号までに掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の二第一項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該行為若しくは当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>
四 (略)	(略)	
五 (略)	(略)	

(略)	(略)	<p>の五若しくは法第三十一号及び第六号に掲げる事項</p> <p>四 法第三十一条の二第一項の届出書に係る届出受理番号</p> <p>五 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した者に関する事項</p> <p>六 当該行為若しくは当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日</p> <p>七 当該行為若しくは当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容</p>
三の二 (略)	(略)	
四 (略)	(略)	

別記様式第1号（第3条関係）

フレキシブルディスク提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 ^{第2条第1項}_{第2条第2項}の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。
年 月 日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第1号（第1条の3関係）

フレキシブルディスク提出票

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 ^{第1条の2第1項}_{第1条の2第2項}の規定により提出すべき書類に記載することとされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出します。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。
年 月 日

国家公安委員会殿

提出者の名称及び事務所の所在地

- 1 フレキシブルディスクに記録された事項
- 2 フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考

- 1 「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、2枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 2 「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を併せて提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号 (第10条関係)

別記様式第2号 (第8条関係)

別記様式第3号（第10条関係）

その1（略）

その2(A)（略）

その2(B)（略）

その2(C)（法第2条第1項第8号の営業）	
料 金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	する しない
	の場合：18歳未満の者を午後10時（法第22条第5号の規定に基づく都道府県の条例で定める年齢に満たない者については、当該条例で定める時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入ることを防止する方法

備考

- その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その2(A)は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第8号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第33条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第32条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ばちんこ屋及び令第7条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第32条各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第2号の2（第8条関係）

その1（略）

その2(A)（略）

その2(B)（略）

その2(C)（法第2条第1項第8号の営業）	
料 金	
料金の表示方法	
18歳未満の者を客として立ち入らせること	する しない
	の場合：18歳未満の者を午後10時（法第22条第4号の規定に基づく都道府県の条例で定める年齢に満たない者については、当該条例で定める時）から翌日の日出時までの時間において客として立ち入ることを防止する方法

備考

- その1の「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- その1の「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- その2(A)は法第2条第1項第1号から第6号までのいずれかの営業について許可を申請する場合に、その2(B)は同項第7号の営業について許可を申請する場合に、その2(C)は同項第8号の営業について許可を申請する場合に使用すること。
- その2(A)又はその2(C)の「料金」欄には、第25条の表の上欄に掲げる営業の種別に応じ、それぞれ同表の下欄に定める料金を記載すること。
- その2(A)又はその2(C)の「料金の表示方法」欄には、その2(A)又はその2(C)の「料金」欄に記載した料金を表示する方法が第24条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- その2(A)の「客の接待をする場合はその内容」欄には、接待の種類（談笑及びお酌、踊り、歌唱、遊戯等の別）及びこれを行う方法（特定少数の客の近くにはべり談笑の相手となる、客と一緒に歌う等）を記載すること。
- その2(A)の「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興をさせる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- その2(B)の「遊技料金の表示方法」欄には、その2(B)の「遊技料金」欄又は「ばちんこ屋及び令第7条に規定する営業の遊技料金」欄若しくは「その他の営業の遊技料金」欄に記載した遊技料金を表示する方法が第24条の各号のいずれに該当するかを記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第4号（第11条関係）

別記様式第5号（第11条関係）

別記様式第6号（第13条関係）

別記様式第7号（第14条関係）

別記様式第8号（第15条関係）

別記様式第9号（第16条関係）

別記様式第10号（第18条、第23条関係）

別記様式第3号（第9条関係）

別記様式第3号の2（第9条関係）

別記様式第4号 削除

別記様式第5号（第12条関係）

別記様式第6号（第13条関係）

別記様式第6号の2（第13条の2関係）

別記様式第6号の3（第13条の3関係）

別記様式第7号（第15条、第19条関係）

別記様式第11号（第20条関係）

別記様式第12号（第21条、第22条関係）

別記様式第13号（第24条、第28条関係）

別記様式第14号（第26条関係）

別記様式第15号（第27条関係）

別記様式第16号（第28条関係）

別記様式第17号（第39条関係）

別記様式第8号（第17条関係）

別記様式第9号（第18条、第18条の2関係）

別記様式第10号（第20条、第20条の5関係）

別記様式第10号の2（第20条の3関係）

別記様式第10号の3（第20条の4関係）

別記様式第10号の4（第20条の5関係）

別記様式第11号（第34条関係）

別記様式第12号（第34条関係）

別記様式第12号の2（第34条関係）

別記様式第18号 (第40条関係)

その1	受 理 年 月 日		交 付 年 月 日	
	受 理 番 号		交 付 番 号	
店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項の規定により届出を します。 公安委員会殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所 <small>印</small>				
氏 名 (ふりがな) 又 は 名 称				
住 所	〒() () 局 番			
本 籍 ・ 国 籍				
生 年 月 日	年 月 日生			
そ 法 の 人 代 に 表 あ 者 っ て は、	(ふりがな) 氏 名			
	住 所	〒() () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
営 業 所 の 名 称 (ふりがな)				
営 業 所 の 所 在 地	〒() () 局 番			
店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業 の 種 別	法第2条第6項第 号の営業			

別記様式第13号 (第35条関係)

その1	受 理 年 月 日		受 理 番 号	
	店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項の規定により届出をしま す。 公安委員会殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所 <small>印</small>			
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称				
住 所	〒() () 局 番			
本 籍 ・ 国 籍				
生 年 月 日	年 月 日生			
(ふりがな) 営 業 所 の 名 称				
営 業 所 の 所 在 地	〒() () 局 番			
店 舗 型 性 風 俗 特 殊 営 業 の 種 別	法第2条第6項第 号の営業			
営 業 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日	年 月 日			
統 営 括 業 管 所 の に 理 実 す お 施 け 者 を る	(ふりがな) 氏 名			
	住 所	〒() () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
そ 法 人 の 代 表 あ 役 っ 者 て は、 員	(ふりがな) 氏 名			
	住 所			
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		

その2					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	個室等の数	室	営業所の床面積	m ²	
	個室等の総床面積	m ²	各個室等の床面積	m ²	m ²
				m ²	m ²
令第2条第2号の興行場に係る個室の隣室又はこれに類する施設の床面積		m ²			
その他					
統括営業所に所属する施業者を	氏名	(ふりがな) 名			
	住所	〒() () 局 番			
	本籍・国籍				
	生年月日	年 月 日生			
営業を開始しようとする年月日		年 月 日			
地区	禁止地区内	禁止地区外			

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 4 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 5 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 6 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室等の床面積」欄には、法第2条第6項第1号、第2号及び第4号の営業にあつては個室について、同項第3号の営業

その2		
法人にあつては、その役員	(ふりがな) 氏名	
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏名	
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏名	
	住所	
本籍・国籍		
生年月日	年 月 日生	
営業方法	営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
	18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない の場合：その者の従事する業務の内容
方法	18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
	広告宣伝における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
役員提供の様態	役務提供の様態	
	当該営業において他の営業を兼業すること	する しない の場合：当該兼業する営業の内容

にあつては客が在室することとなる個室又は客席について、同項第5号の営業にあつては当該物品を販売し、又は貸し付ける場所について記載すること。

- 7 「その他」欄には、次の事項を記載すること。
- (1) 法第2条第6項第1号及び第2号の営業にあつては、個室の構造及び設備の概要等
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、個室、客席、舞台等の構造及び設備の概要等
 - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、食堂（調理室を含む。）及びロビーの床面積、個室の構造及び設備の概要等
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その3					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	個室等の数	室	営業所の床面積	m ²	
	個室等の総床面積	m ²	各個室等の床面積	m ²	m ²
				m ²	m ²
	令第2条第2号の興行場に係る個室の隣室又はこれに類する施設の床面積		m ²		
<div style="display: flex; justify-content: space-between; padding: 5px;"> その他 </div>					
地区		禁止地区内		禁止地区外	

- 備考
- 1 印欄には、記載しないこと。
 - 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
 - 4 「役務提供の様態」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第6項第1号又は第2号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、興行の種類（令第2条各号のいずれに該当するか別の別）

- (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類（令第3条各項各号のいずれに該当するかを別）、宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う場所等
- (4) 法第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するかを別）等
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 7 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室等の床面積」欄には、法第2条第6項第1号、第2号及び第4号の営業にあつては個室について、同項第3号の営業にあつては客が在室することとなる個室又は客席について、同項第5号の営業にあつては当該物品を販売し、又は貸し付ける場所について記載すること。
- 8 「その他」欄には、営業所の平面図のほか、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第6項第1号及び第2号の営業にあつては、個室の構造及び設備の概要等
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、個室、客席、舞台等の構造及び設備の概要等
 - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、食堂（調理室を含む。）及びロビーの床面積、個室の構造及び設備の概要等
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第19号（第41条、第63条、第79条関係）

別記様式第20号（第41条、第63条、第79条関係）

別記様式第14号（第36条、第45条関係）

別記様式第15号（第36条、第45条関係）

別記様式第21号（第42条関係）

その1		営業の方法 (店舗型性風俗特殊営業)	
氏名又は名称			
営業所の名称			
営業所の所在地			
店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第6項第 号の営業	
営業時間	午前	午前	
	時	分から	時
	午後		分まで
広告又は宣伝の方法	広告又は宣伝	広告物の表示（場所：） 新聞・雑誌（広告の頻度：） インターネット（URL：） 割引券、ピラ等の旗布（場所：） その他（） 広告又は宣伝はしない	
	伝の態様	広告又は宣伝をするときに 18歳未満の者の立入禁止を明らかにする方法	
営業所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法			
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること	する	しない	
	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）		
18歳未満の者を従業者として使用する	する	しない	
	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）		

その2	
酒 類 の 提 供	する しない
	の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
役 務 提 供 の 態 様	
当 該 営 業 所 に お い て 他 の 営 業 を 兼 業 す る こ と	する しない
	の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 3 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第6項第1号又は第2号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第6項第3号の営業にあつては、興行の種類（令第2条各号のいずれに該当するか別の別）
 - (3) 法第2条第6項第4号の営業にあつては、施設等の種類（令第3条各項各号のいずれに該当するか別の別）、宿泊者名簿の記載、宿泊料金の受渡し及び客室のかぎの授受を行う場所等
 - (4) 法第2条第6項第5号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか別の別）等
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第22号（第43条関係）

第 号
店舗型性風俗特殊営業届出確認書
下記の営業については、 年 月 日付けで風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第1項第2項の規定により届出書を提出したことを確認する。
法第27条第1項の届出書を提出した年月日 年 月 日
氏名又は名称 (法人にあつては、 代表者の氏名)
営業所の名称
営業所の所在地
店舗型性風俗特殊営業の種別 法第2条第6項第 号の営業
統括管理者の氏名
年 月 日
公安委員会 印

備考

- 1 平成18年5月1日より前に法第27条第1項の届出書を提出して店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者については、「法第27条第1項の届出書を提出した年月日」欄に当該届出書を提出した年月日を記載し、「年 月 日付けで」の部分には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により新法第27条第1項の届出書を提出したものとみなされる日を記載すること。
- 2 「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第23号（第43条、第54条、第65条関係）

第 号	
届出確認書不交付通知書	
<p>年 月 日付けで届出のあつた下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第43条第2項（第54条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	
住所	
殿	
公安委員会 印	
（ふりがな）	
氏名又は名称	
営業所又は受付所の所在地	〒（ ） （ ） 局 番
（ふりがな） 営業所の名称 又は広告若しくは 宣伝をする場合に 使用する呼称	
交付できない理由	<p>上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。</p> <p>注）この規定に違反した者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

備考

- 1 受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第24号（第44条、第54条、第60条、第65条、第71条関係）

受 理 年月日		受 理 番 号		交 付 年月日	
届出確認書再交付申請書					
<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条（第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出確認書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公安委員会殿</p> <p style="text-align: right;">申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">印</p>					
再 交 付 を 受 け よ う と す る 届 出 確 認 書 の 種 別	店舗型性風俗特殊営業及び無店舗型性風俗特殊営業にあつては、当該営業の種別（法第2条第 項 号の営業）				
（ふりがな） 氏 名 又 は 名 称					
住 所	〒（ ） （ ） 局 番				
（ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名					
（ふりがな） 営業所の名称又は 広告若しくは 宣伝をする場合に 使用する呼称	1				
	2				
	3				
営 業 所 又 は 事 務 所 の 所 在 地	〒（ ） （ ） 局 番				
届 出 確 認 書 交 付 年 月 日					
再 交 付 を 申 請 す る 事 由					

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第25号（第49条、第50条、第56条、第67条関係）

受理 年月日		受理 番号		除去 年月日	
標 章 除 去 申 請 書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第31条第2項（第31条の5第3項 第31条第3項（第31条の5第3項 第31条の16第2項 第31条の16第3項 及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。） 及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により標章の取り除きを 申請します。					
公安委員会殿			年 月 日		
申請者の氏名又は名称及び住所			印		
（ふりがな） 氏 名 又 は 名 称					
住 所 〒（ ） （ ） 局 番					
（ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名					
被処分者の氏名 又は名称及び住所					
処分に係る営業所 の 名 称 又 は 広 告 若 し く は 宣 伝 に 用 い る 呼 称					
営 業 所 又 は 受 付 所 の 所 在 地 〒（ ） （ ） 局 番					
営 業 の 種 別					
営 業 の 停 止 の 期 間 年 月 日から 年 月 日まで					
申 請 理 由					

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「申請理由」欄には、法第31条第2項各号（法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）、同条第3項（法第31条の5第3項及び第31条の6第3項において準用する場合を含む。）、法第31条の16第2項各号又は同条第3項のいずれに該当するかが明確に分かるように記載すること。
- 4 不要の文字は横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第16号（第38条、第39条、第39条の9関係）

受理 年月日		受理 番号		除去 年月日	
標 章 除 去 申 請 書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第31条第2項 第31条第3項 第31条の16第2項 第31条の16第3項 の規定により 標章の取り除きを申請します。					
公安委員会殿			年 月 日		
申請者の氏名又は名称及び住所			印		
（ふりがな） 氏 名 又 は 名 称					
住 所 〒（ ） （ ） 局 番					
（ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名					
被処分者の氏名 又は名称及び住所					
処分に係る営業所 の 名 称 及 び 所 在 地					
営 業 の 種 別					
営 業 の 停 止 の 期 間 年 月 日から 年 月 日まで					
申 請 理 由					

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「申請理由」欄には、法第31条第2項各号、同条第3項、法第31条の16第2項各号又は同条第3項のいずれに該当するかが明確に分かるように記載すること。
- 4 不要の文字は横線で消すこと。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第26号（第51条関係）

その1	受理年月日		交付年月日	
	受理番号		交付番号	
無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第1項の規定により届出をします。 年 月 日 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 印				
氏名（ふりがな）又は名称				
住所	〒() () 局 番			
本籍・国籍				
生年月日	年 月 日生			
その法人にあつては、 その代表者	氏名（ふりがな）			
	住所	〒() () 局 番		
	本籍・国籍			
	生年月日	年 月 日生		
（ふりがな） 広告又は宣伝をする場合に 使用する呼称	1			
	2			
	3			
	4			
事務所の所在地	〒() () 局 番			
無店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第7項第 号の営業			

別記様式第16号の2（第39条の2関係）

	受理年月日		受理番号	
無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第1項の規定により届出をします。 年 月 日 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 印				
（ふりがな） 氏名又は名称				
住所	〒() () 局 番			
（ふりがな） 法人にあつては、 その代表者の氏名				
（ふりがな） 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称				
事務所の所在地	〒() () 局 番			
客の依頼を受ける方法				
客の依頼を受ける業務を行う場所を表示する事項				
無店舗型性風俗特殊営業の種別	法第2条第7項第 号の営業			
営業を開始しようとする年月日	年 月 日			

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあっては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 「客の依頼を受ける方法」欄には、客の依頼を受ける方法をすべて記載すること。
- 6 「客の依頼を受ける業務を行う場所を表示する事項」欄には、客の依頼を受ける方法に応じ当該業務を行う場所を表示する電話番号、郵便の宛先、振込口座、URL等の事項をすべて記載すること。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2	
客の依頼を受ける方法	
客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先	
受 付 所	所在地 〒() () 局 番
	建物の構造
所	建物内の 受付所の位置
待 機 所	所在地 〒() () 局 番
	建物内の 待機所の位置
	待機所としての専用状況
営業を開始しようとする年月日	年 月 日

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 4 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 5 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 6 「客の依頼を受ける方法」欄には、客の依頼を受ける方法をすべて記載すること。
- 7 「客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先」欄には、客の依頼を受ける方法に応じ、その連絡先となる電話番号、郵便の宛先、振込口座、URL等の事項をすべて記載すること。
- 8 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 9 「受付所」、「待機所」欄中の「建物内の受付所の位置」及び「建物内の待機所の位置」欄には、受付所又は待機所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 10 「待機所」欄中の「待機所としての専用状況」欄には、当該待機所を営業以外の用途で使用しているかどうかについて記載すること。他の用途に使用している場合は、その内容について具体的に記載すること。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第27号（第52条、第58条、第69条関係）

別記様式第16号の3（第39条の3関係）

別記様式第28号（第52条、第58条、第69条関係）

その1	受理 年月日		受理 番号	
変更届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 印				
(ふりがな) 氏名又は名称				
住 所	〒() () 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名				
(ふりがな) 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称				
事務所の所在地	〒() () 局 番			
営業の種別		変更年月日	年 月 日	
変 更 事 項	新		旧	

別記様式第16号の4（第39条の3関係）

	受理 年月日		受理 番号	
変更届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定により届出をします。 公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 年 月 日 印				
(ふりがな) 氏名又は名称				
住 所	〒() () 局 番			
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名				
(ふりがな) 広告又は宣伝をする 場合に使用する呼称				
事務所の所在地	〒() () 局 番			
営業の種別		変更年月日	年 月 日	
変更 事項	新		旧	
事変 更の 由の				

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあっては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2	
受付所の新設	所在地
	建物の構造
	建物内の受付所の位置
待機所の新設	所在地
	建物内の待機所の位置
	待機所としての専用状況
変更の事由	

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 4 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 無店舗型風俗特殊営業について、受付所、待機所を新たに設ける場合には、「受付所の新設」、「待機所の新設」欄に必要な事項を記載すること。
- 6 「受付所の新設」欄中の「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 7 「受付所の新設」、「待機所の新設」欄中の「建物内の受付所の位置」及び「建物内の待機所の位置」欄には、受付所又は待機所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 8 「待機所の新設」欄中の「待機所としての専用状況」欄には、当該待機所を営業以外の用途で使用しているかどうかについて記載すること。他の用途に使用している場合は、その内容について具体的に記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第29号（第53条関係）

その1	
営業の方法 （無店舗型性風俗特殊営業）	
氏名又は名称	
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称	
事務所の所在地	
無店舗型性風俗特殊営業の種類 法第2条第7項第 号の営業	
広告又は宣伝の方法	する しない 広告物の表示（場所： ） 新聞・雑誌（広告の頻度： ） インターネット（URL： ） 割引券、ピラ等の頒布（場所： ） その他（ ） 広告又は宣伝はしない
	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法
日本国籍を有しない者を従業者として使用すること	する しない の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
	の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
役務提供の態様	

その2（法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合）	
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
受付所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
酒類の提供	する しない
	の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
受付所において他の営業を兼業すること	する しない
	の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか別）等
- 3 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第30号（第54条関係）

無店舗型性風俗特殊営業届出確認書		第 号
下記の営業については、 年 月 日付で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第1項の規定により届出書を提出したことを確認する。		
法第31条の2第1項の届出書を提出した年月日	年 月 日	
氏名又は名称 (法人にあつては、 代表者の氏名)		
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称		
事務所の所在地		
無店舗型性風俗特殊営業の種類	法第2条第7項第 号の営業	
客の依頼を受ける方法		
客の依頼を受けるための電話番号 その他の連絡先		
受付所の数及び所在地		
待機所の数及び所在地		
		年 月 日
		公安委員会 印

備考

- 平成18年5月1日より前に法第31条の2第1項の届出書を提出して無店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者については、「法第31条の2第1項の届出書を提出した年月日」欄に当該届出書を提出した年月日を記載し、「年 月 日付で」の部分には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により新法第31条の2第1項の届出書を提出したものとみなされる日を記載すること。
- 事務所、受付所及び待機所の所在地は、当該事務所等が入居する建物の名称及び当該事務所等の建物内の位置についても記載すること。
- 不要の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第31号（第55条、第61条、第73条、第80条関係）

別記様式第16条の5（第39条の4、第39条の6、第39条の12、第45条の2関係）

別記様式第32号（第57条関係）

		受 理 年月日		交 付 年月日	
		受 理 番 号		交 付 番 号	
映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項の規定により届出をします。					
年 月 日					
公安委員会殿					
届出者の氏名又は名称及び住所 印					
氏 名 又 は 名 称 (ふりがな)					
住 所		〒() () 局 番			
本 籍 ・ 国 籍					
生 年 月 日		年 月 日生			
そ 法 人 に あ つ て は 、 代 表 者	氏 名 (ふりがな)				
	住 所		〒() () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍				
	生 年 月 日		年 月 日生		
告 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称 (ふりがな)					
事 務 所 の 所 在 地		〒() () 局 番			
映 像 伝 達 用 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号 等					
の 送 信 装 置 者 置 衆	氏 名 又 は 名 称				
	住 所		〒() () 局 番		
営 業 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日		年 月 日			

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。

別記様式第16号の6（第39条の5関係）

		受 理 年月日		受 理 番 号	
映像送信型性風俗特殊営業営業開始届出書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項の規定により届出をします。					
年 月 日					
公安委員会殿					
届出者の氏名又は名称及び住所 印					
氏 名 又 は 名 称 (ふりがな)					
住 所		〒() () 局 番			
法 人 に あ つ て は 、 そ の 代 表 者 の 氏 名 (ふりがな)					
告 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称 (ふりがな)					
事 務 所 の 所 在 地		〒() () 局 番			
映 像 伝 達 用 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号 等					
の 送 信 装 置 者 置 衆	氏 名 又 は 名 称				
	住 所		〒() () 局 番		
営 業 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日		年 月 日			

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載すること。
- 4 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 「映像伝達用設備を識別するための電話番号等」欄には、法第31条の7第1項第4号の映像伝達用設備を識別するための電話番号、URL等であつて、当該映像を伝達する際に用いるものを記載すること。
- 6 「自動公衆送信装置の設置者」欄は、法第31条の7第1項第4号の自動公衆送信装置が映像送信型性風俗特殊営業を営む者以外の者が設置するものである場合に記載すること。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称を記載すること。
- 4 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 5 「映像伝達用設備を識別するための電話番号等」欄には、法第31条の7第1項第4号の映像伝達用設備を識別するための電話番号、URL等であつて、当該映像を伝達する際に用いるものを記載すること。
- 6 「自動公衆送信装置の設置者」欄は、法第31条の7第1項第4号の自動公衆送信装置が映像送信型性風俗特殊営業を営む者以外の者が設置するものである場合に記載すること。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第33号（第59条関係）

営業の方法 （映像送信型性風俗特殊営業）	
氏名又は名称	
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称	
事務所の所在地	
広告又は宣伝の方法の態様	する しない
	広告又は宣伝の方法 広告物の表示（場所： ） 新聞・雑誌（広告の頻度： ） インターネット（URL： ） 割引券、ピラ等の頒布（場所： ） その他（ ） 広告又は宣伝はしない
18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「18歳未満の者を客としないために講ずる措置の内容」欄には、客の依頼を受ける方法（18歳未満の者が通常利用できない方法によつているかどうかを含む。）利用者が18歳以上であることを担保するための措置等を具体的に記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第34号（第60条関係）

第 号
映像送信型性風俗特殊営業届出確認書
下記の営業については、 年 月 日付けで風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の7第1項第2項において準用する第31条の2第2項の規定により届出書を提出したことを確認する。
法第31条の7第1項の届出書を提出した年月日 年 月 日
氏名又は名称 (法人にあつては、 代表者の氏名)
広告又は宣伝を する場合に 使用する呼称
事務所の所在地
映像伝達用設備 を識別するた めの電話番号等
年 月 日
公安委員会 印

備考

- 1 平成18年5月1日より前に法第31条の7第1項の届出書を提出して映像送信型性風俗特殊営業を営んでいる者については、「法第31条の7第1項の届出書を提出した年月日」欄に当該届出書を提出した年月日を記載し、「年 月 日付けで」の部分には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により新法第31条の7第1項の届出書を提出したものとみなされる日を記載すること。
- 2 事務所の所在地欄には、当該事務所が入居する建物の名称及び当該事務所の建物内の位置についても記載すること。
- 3 「映像伝達用設備を識別するための電話番号等」欄には、法第31条の7第1項第4号の映像伝達用設備を識別するための電話番号、URL等であつて、当該映像を伝達する際に用いるものを記載すること。
- 4 不要の文字は、横線で消すこと。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第35号 (第62条関係)

その1	受 理 年 月 日		交 付 年 月 日	
	受 理 番 号		交 付 番 号	
店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の12第1項の規定により届出をします。 公安委員会殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所 印				
氏 名 (ふりがな) 又 は 名 称				
住 所	〒() () 局 番			
本 籍 ・ 国 籍				
生 年 月 日	年 月 日生			
そ の 代 表 者	氏 名 (ふりがな)			
	住 所	〒() () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
営 業 所 の 名 称 (ふりがな)				
営 業 所 の 所 在 地	〒() () 局 番			
電 気 通 信 設 備 を 識 別 する ための 電 話 番 号				

別記様式16号の7 (第39条の7関係)

その1	受 理 年 月 日		受 理 番 号	
	店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の12第1項の規定により届出をします。 公安委員会殿 年 月 日 届出者の氏名又は名称及び住所 印			
氏 名 (ふりがな) 又 は 名 称				
住 所	〒() () 局 番			
本 籍 ・ 国 籍				
生 年 月 日	年 月 日生			
営 業 所 の 名 称 (ふりがな)				
営 業 所 の 所 在 地	〒() () 局 番			
営 業 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日	年 月 日			
統 括 営 業 所 に お け る 管 理 実 施 者 を 務 め る 者	氏 名 (ふりがな)			
	住 所	〒() () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
そ の 代 表 者	氏 名 (ふりがな)			
	住 所			
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		

その2									
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造								
	建物内の営業所の位置								
	個室の数	室	営業所の床面積		㎡				
	個室の総床面積	㎡	各個室の床面積	㎡		㎡			
㎡				㎡					
電気通信設備の概要	設置場所の所在地								
	機器の構成及び処理能力								
統括業務管理の実施者	(ふりがな) 氏名								
	住所		〒() () 局 番						
	本籍・国籍								
	生年月日		年 月 日生						
営業を開始しようとする年月日			年 月 日						
地区		禁止地区内			禁止地区外				

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 4 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数(地階を含む。)の別を記載すること。
- 5 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 6 「個室の数」欄、「個室の総床面積」欄及び「各個室の床面積」欄には、客が在室することとなる個室について記載すること。
- 7 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとに、使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 9 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2		
法人にあつては、その役員	(ふりがな) 氏名	
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏名	
	住所	
	本籍・国籍	
	生年月日	年 月 日生
	(ふりがな) 氏名	
	住所	
本籍・国籍		
生年月日	年 月 日生	
営業	営業時間	午前 時 分から 午後 時 分まで
	18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない の場合：その者の従事する業務の内容
方法	18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
	広告宣伝における18歳未満の者の立入り及び利用禁止の表示の方法	
法	役務提供の様態	
	当該営業において他の営業を兼業すること	する しない の場合：当該兼業する営業の内容

その3					
営業所の構造及び設備の概要	建物の構造				
	建物内の営業所の位置				
	個室等の数	室	営業所の床面積	m ²	
	個室等の総床面積	m ²	各個室等の	m ²	m ²
			床面積	m ²	m ²
<p style="text-align: center;">その他</p>					
地	区	禁止地区内	禁止地区外		

その4		
規定により講ずる措置の内容	措置の具体的内容	(ふりがな) 名 称
		住 所 千() () 局 番
		(ふりがな) 代表者の氏名
		付与を行う方法及び場所
		設 置 場 所 の 地
電 法 第 2 条 第 9 項 の 概 要	電 気 通 信 設 備 の 機 器 の 構 成 力 及 び 処 理 能 力	電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号
		電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号
電 法 第 2 条 第 9 項 の 概 要	電 気 通 信 設 備 の 機 器 の 構 成 力 及 び 処 理 能 力	設 置 場 所 の 地
		電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
- 4 「役務提供の様態」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（客に競わせるか又は営業を営む者が割り当てるかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取次ぐか否かの別）等の事項を記載すること。
- 5 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建又は2階建等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 6 「建物内の営業所の位置」欄には、営業所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部を使用の別を記載すること。
- 7 「個室等の数」欄、「個室等の総床面積」欄及び「各個室等の床面積」欄には、客が在室することとなる個室等について記載すること。
- 8 「その他」欄には、営業所の平面図のほか、個室等の構造及び設備の概要等の事項を記載すること。
- 9 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。

- 10 「付与を行う方法及び場所」欄には、識別番号等付与希望者が18歳以上であることを確認するための方法及び当該識別番号等を付与する場所を記載すること。
- 11 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 13 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記様式第36号（第64条関係）

その1		営業の方法 (店舗型電話異性紹介営業)	
氏名又は名称			
営業所の名称			
営業所の所在地			
営業時間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで		
広告又は宣伝の態様		する	しない
	広告又は宣伝の方法	広告物の表示（場所：） 新聞・雑誌（広告の頻度：） インターネット（URL：） 割引券、ピラ等の頒布（場所：） その他（） 広告又は宣伝はしない	
	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の立入り及び利用の禁止を明らかにする方法		
営業所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法			
18歳未満の者を従業者として使用すること		する	しない
		の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）	

その2																					
酒 類 の 提 供	する しない																				
	の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法																				
規 法 定 第 に 31 よ り 条 講 の ず の 措 第 置 3 の 項 内 容	措置の具体的内容																				
	<table border="1"> <tr> <td>す 与 当</td> <td>(ふりがな)</td> </tr> <tr> <td>す 該</td> <td>名 称</td> </tr> <tr> <td>場 た 措</td> <td>住 所</td> </tr> <tr> <td>合 は、識 別</td> <td>〒 ()</td> </tr> <tr> <td>番 号 等</td> <td>() 局 番</td> </tr> <tr> <td>付 与 者</td> <td>(ふりがな)</td> </tr> <tr> <td>を 利 用</td> <td>代表者の氏名</td> </tr> <tr> <td>付 与 者</td> <td>付与を行う</td> </tr> <tr> <td>者 利 用</td> <td>方法及び</td> </tr> <tr> <td>者 利 用</td> <td>場 所</td> </tr> </table>	す 与 当	(ふりがな)	す 該	名 称	場 た 措	住 所	合 は、識 別	〒 ()	番 号 等	() 局 番	付 与 者	(ふりがな)	を 利 用	代表者の氏名	付 与 者	付与を行う	者 利 用	方法及び	者 利 用	場 所
	す 与 当	(ふりがな)																			
	す 該	名 称																			
場 た 措	住 所																				
合 は、識 別	〒 ()																				
番 号 等	() 局 番																				
付 与 者	(ふりがな)																				
を 利 用	代表者の氏名																				
付 与 者	付与を行う																				
者 利 用	方法及び																				
者 利 用	場 所																				
役務提供の態様																					
当該営業所において 他の営業を 兼業すること	<p>する しない</p> <p>の場合：当該兼業する営業の内容</p>																				

備考

- 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
- 「付与を行う方法及び場所」欄には、識別番号等付与希望者が18歳以上であることを確認するための方法及び当該識別番号等を付与する場所を記載すること。
- 「役務提供の態様」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（客に競わせるか又は営業を営む者が割り当てるかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐかの別）等の事項を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第37号（第65条関係）

第 号
店舗型電話異性紹介営業届出確認書
下記の営業については、 年 月 日付で風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の12 ^{第1項} 第2項において準用する第27条第2項の規定により届出書を提出したことを確認する。
法第31条の12第1項の届出書を提出した年月日 年 月 日
氏名又は名称 (法人にあつては、 代表者の氏名)
営業所の名称
営業所の所在地
法第2条第9項 の電気通信設備 を識別するため の電話番号
統括管理者の氏名
年 月 日
公安委員会 印

備考

- 1 平成18年5月1日より前に法第31条の12第1項の届出書を提出して店舗型電話異性紹介営業を営んでいる者については、「法第31条の12第1項の届出書を提出した年月日」欄に当該届出書を提出した年月日を記載し、「年 月 日付で」の部分には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）附則第3条第2項の規定により新法第31条の12第1項の届出書を提出したものとみなされる日を記載すること。
- 2 営業所の所在地欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式38号（第68条関係）

その1	受 理 年月日		交 付 年月日	
	受 理 番 号		交 付 番 号	
<p>無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 印</p>				
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称				
住 所	〒() () 局 番			
本 籍 ・ 国 籍				
生 年 月 日	年 月 日生			
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 法人 に あ つ て は 、 代 表 者 </div>	(ふりがな) 氏 名			
	住 所	〒() () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
(ふりがな) 広 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称	1			
	2			
	3			
	4			
事 務 所 の 所 在 地	〒() () 局 番			
電 気 通 信 設 備 を 識 別 す る た め の 電 話 番 号				

別記様式第16号の8（第39条の10関係）

その1	受 理 年月日		受 理 番 号	
	<p>無店舗型電話異性紹介営業営業開始届出書</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17第1項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>公安委員会殿 届出者の氏名又は名称及び住所 印</p>			
(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称				
住 所	〒() () 局 番			
本 籍 ・ 国 籍				
生 年 月 日	年 月 日生			
(ふりがな) 広 告 又 は 宣 伝 を す る 場 合 に 使 用 す る 呼 称				
事 務 所 の 所 在 地		〒() () 局 番		
営 業 を 開 始 し よ う と す る 年 月 日		年 月 日		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 統 括 事 務 所 の 実 施 施 け を 行 う </div>	(ふりがな) 氏 名			
	住 所	〒() () 局 番		
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 法 人 に あ つ て は 、 代 表 者 </div>	(ふりがな) 氏 名			
	住 所			
	本 籍 ・ 国 籍			
	生 年 月 日	年 月 日生		

その2	
電 気 第 2 信 条 第 10 設 備 の 概 要 の	設置場所の 所在地
	機器の構成 及び処理能力
営業を開始しようとする年月日	
年 月 日	

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 4 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 5 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 6 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 7 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

その2		
法 人 に あ つ て は 、 そ の 役 員	(ふりがな)名 氏	
	住 所	
	本籍・国籍	
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな)名 氏	
	住 所	
	本籍・国籍	
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな)名 氏	
	住 所	
	本籍・国籍	
	生 年 月 日	年 月 日生
営 業 の 方 法	営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
	18歳未満の者を従業者として使用すること	する しない の場合：その者の従事する業務の内容
	広告宣伝における18歳未満の者の利用禁止の表示の方法	
	役務提供の様態	

その3			
規定により講ずる措置の内容	措置の具体的内容		
	当該措置として他人が付与した場合、当該付与者	(ふりがな) 名 称	
		住 所	〒() () 局 番
		(ふりがな) 代表者の氏名	
		付与を行う方法及び場所	
電気通信設備の概要	設置場所の地		
	電気通信設備を識別するための電話番号		
	機器の構成及び処理能力		
	設置場所の地		
	電気通信設備を識別するための電話番号		
機器の構成及び処理能力			

備考

- 1 印欄には、記載しないこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 「本籍・国籍」欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、外国人は国籍を記載すること。
- 4 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 5 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 6 「役務提供の様態」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（直接の会話の成立を企図するか伝言のやりとりとするかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とする会話の申込みを取り次ぐか否かの別等）を記載すること。
- 7 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
- 8 「機器の構成及び処理能力」欄には、電気通信設備の設置場所ごとの使用する電気通信設備の型番及び台数、当該電気通信設備に接続して使用する電話回線数等の事項を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。


別記様式第39号（第70条関係）

その1		営業の方法 （無店舗型電話異性紹介営業）	
氏名又は名称			
広告又は宣伝をする場合に使用する呼称			
事務所の所在地			
広告又は宣伝の方法	する	しない	
	広告又は宣伝の方法	広告物の表示（場所：） 新聞・雑誌（広告の頻度：） インターネット（URL：） 割引券、ピラ等の頒布（場所：） その他（） 広告又は宣伝はしない	
広告又は宣伝の態様	広告又は宣伝をするときに18歳未満の者の利用禁止を明らかにする方法		
規定により講ずる措置の内容の	第31条の措置の項目	措置の具体的内容	
		当該場又は別号として他人が利用	（ふりがな） 名 称
		付与を行う者	住 所 〒（ ） 局 番 （ ）
		利用	（ふりがな） 代表者の氏名
付与を行う方法及び場所			
役務提供の様態			

備考

- 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 「措置の具体的内容」欄には、会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するために行う措置の具体的内容を記載することとし、当該措置として自ら識別番号等の付与を行う場合は、付与を行う場所の所在地についても併せて記載すること。
- 「役務提供の様態」欄には、役務提供として行う取次ぎの種類（直接の会話の成立を企図するか伝言のやり取りとするかの別、取次ぎに従業者が介在するか否かの別、従業者を一方の当事者とす会話の申込みを取り次ぐか否かの別等）を記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第40号（第71条関係）

第 号
無店舗型電話異性紹介営業届出確認書
下記の営業については、 年 月 日付けで風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の17 ^{第1項} 第2項において準用する第31条の2第2項 ^{第2項} の規定により届出書を提出したことを確認する。
法第31条の17 第1項の届出書を提出した年月日 年 月 日
氏名又は名称 (法人にあつては、 代表者の氏名)
広告又は宣伝を する場合に 使用する呼称
事務所の所在地
法第2条第10項 の電気通信設備 を識別するため の電話番号
年 月 日
公安委員会 

備考

- 1 平成18年5月1日より前に法第31条の17第1項の届出書を提出して無店舗型性風俗特殊営業を営んでいる者については、「法第31条の17第1項の届出書を提出した年月日」欄に当該届出書を提出した年月日を記載し、「年 月 日付けで」の部分には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第119号)附則第3条第2項の規定により新法第31条の17第1項の届出書を提出したものとみなされる日を記載すること。
- 2 事務所の所在地欄には、当該事務所が入居する建物の名称及び当該事務所の建物内の位置についても記載すること。
- 3 不要の文字は、横線で消すこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記様式第41号（第78条関係）

別記様式第42号（第78条関係）

別記様式第43号（第84条関係）

別記様式第17号（第44条関係）

別記様式第18号（第44条関係）

別記様式第19号（第47条の2関係）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二号第三号及び第四号）（第三十二号第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。（）、第五号（第二十八号第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十一〇四十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第三項第四号（第二十二号第一号）（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二号及び第三号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。（）、第七号、第八号、第九号（第二十八号第十一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十号、第十二号（第三十一条の十三第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。）又は第十三号に規定する罪</p> <p>十一〇四十八（略）</p>

三 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）（附則第五条関係）

改正案	現行
<p>（認定に関する試験等）</p> <p>第二条 公安委員会は、認定に関し必要があるときは、認定申請書に係る遊技機（第十三条に規定する遊技機試験を受けた遊技機を除く。）につき、当該遊技機が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第九条に規定する基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当しているか否か（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機にあつては、その遊技機の種類に応じ、それぞれ同条各号に掲げる表に定める技術上の規格に適合しているか否か。次項及び第十四条第二項において同じ。）について別表第一に定める方法による試験（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機以外の遊技機にあつては、同表に定める方法に準ずる方法による試験。第十四条第二項において同じ。）を行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（認定に関する試験等）</p> <p>第二条 公安委員会は、認定に関し必要があるときは、認定申請書に係る遊技機（第十三条に規定する遊技機試験を受けた遊技機を除く。）につき、当該遊技機が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第七条に規定する基準（以下「遊技機の基準」という。）に該当しているか否か（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機にあつては、その遊技機の種類に応じ、それぞれ同条各号に掲げる表に定める技術上の規格に適合しているか否か。次項及び第十四条第二項において同じ。）について別表第一に定める方法による試験（第六条各号に掲げる遊技機の種類に該当する遊技機以外の遊技機にあつては、同表に定める方法に準ずる方法による試験。第十四条第二項において同じ。）を行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p>

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）（附則第六条関係）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二号第三号及び第四号）（第三十二号第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。（）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十一～四十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第四十九条第三項第四号（第二十二号第一号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二十一号及び第三号）（第三十二号第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。（）、第七号、第八号、第九号（第二十八条第十一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十号、第十二号（第三十一条の十三第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、又は第十三号に規定する罪</p> <p>十一～四十八（略）</p>

五 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二号第三号及び第四号）（第三十二号第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。（）、第五号（第二十八号第十二項第三号に係る部分に限る。（）、第六号、第八号）（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。（）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十一〇四十八（略）</p>	<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第三項第四号（第二十二号第一号）（第三十二条第三項において準用する場合を含む。（）、第二号及び第三号）（第三十二条第三項において準用する場合を含む。（）に係る部分に限る。（）、第七号、第八号、第九号）（第二十八号第十一項第一号及び第二号に係る部分に限る。（）、第十号、第十二号）（第三十一条の十三第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。（）又は第十三号に規定する罪</p> <p>十一〇四十八（略）</p>

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二号第三号及び第四号）（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）（第六号第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）（第六号第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）（第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十一～四十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一～九（略）</p> <p>十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第三項第四号（第二十二号第一号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）（第二号及び第三号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）（に係る部分に限る。）（第七号、第八号、第九号（第二十八条第十一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）（第十号、第十二号（第三十一条の十三第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。）（又は第十三号に規定する罪</p> <p>十一～四十八（略）</p>

七 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）（附則第九条関係）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定		別表第一（第二条第一項関係） 一～三（略） 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係法令の規定	
（略）	（略）	（略）	（略）
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	第二条第一項及び第二項	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）	第一条の二第一項及び第二項
（略）	（略）	（略）	（略）
五〇九（略）		五〇九（略）	

八 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）（附則第十条関係）

改正案	現行
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第二十二号第三号及び第四号）（第三十二号第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。（）、第五号（第二十八号第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪</p> <p>十一〇四十八（略）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号八の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十九条第三項第四号（第二十二号第一号）（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）、第二号及び第三号（第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。（）、第七号、第八号、第九号（第二十八号第十一項第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第十号、第十二号（第三十一条の十三第二項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、又は第十三号に規定する罪</p> <p>十一〇四十八（略）</p>

九 国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年
 国家公安委員会規則第七号）（附則第十一条関係）

改 正 案		現 行	
別表第一		別表第一	
(略)	(略)	(略)	(略)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和三十九年国家公安委員会規則第一号）	第三十七条第二号、第三号及び第八号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和三十九年国家公安委員会規則第一号）	第三十一条第二号、第三号及び第七号
別表第二		別表第二	
(略)	(略)	(略)	(略)
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第三十七条第二号、第三号及び第八号	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則	第三十一条第二号、第三号及び第七号